随意契約結果（物品等）

**第１四半期分**

| No. | 案 件 名 称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由（随意契約理由番号） | WTO |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成30年度ウッドチップ概算買入 | 43造園材料 | 満潮鮮魚　奥野　義彦 | 1,900,800 | 4月1日 | 8号(特名) | 動物飼料でかかすことができないため唯一履行実績のある者と契約 | ― |
| 2 | 営繕積算システムRIBC2　借入 | 12 賃貸 | 一般財団法人　建築コスト管理システム研究所 | 1,045,980 | 4月1日 | ２号 | Ｇ３ | ― |
| 3 | 行政手続法追録ほか１５点概算買入 | 51図書 | (株)ぎょうせい | 1,639,332 | 4月2日 | ２号 | Ｇ８ | ― |
| 4 | 東横堀川水門油圧装置修繕 | 設備修繕 | ㈱ＩＨＩインフラ建設 | 1,915,920 | 4月27日 | ２号 | Ｇ３ | ― |
| 5 | 舞洲スラッジセンター脱臭ファン現場操作盤修繕（緊急） | 設備修繕 | ㈱産機テクノサービス | 1,836,000 | 5月15日 | 2号及び5号 | Ｇ３及びＧ２３ | ― |
| 6 | 中之島公園噴水設備修繕 | 設備修繕 | 近畿設備㈱ | 1,782,000 | 5月30日 | ６号 | Ｇ２８ | ― |
| 7 | 扇町公園事務所職員用出入り口扉及び車両用門扉修繕(緊急) | 設備修繕 | ㈱アディックス | 1,998,000 | 6月4日 | ５号 | Ｇ２３ | ― |
| 8 | 駐車場共通回数券ほか２点印刷 | 08特殊印刷 | アマノ（株）大阪支店 | 1,542,240 | 6月15日 | ２号 | Ｇ３ | ― |
| 9 | 旭江之橋下ポンプ場外５道路排水ポンプ設備修繕 | 設備修繕 | アイテック㈱ | 1,026,000 | 6月13日 | ６号 | Ｇ２８ | ― |
| 10 | 舞洲スラッジセンター北門駆動装置修繕 | 設備修繕 | ナブコドア㈱ | 1,515,240 | 6月22日 | ２号 | Ｇ３ | ― |

随意契約結果（物品等）　　第１四半期分

| No. | 案　件　名　称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由（随意契約理由番号） | WTO |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 天王寺動物園コアラ舎給水設備漏水修繕（緊急） | 設備修繕 | ㈱齊藤商会 | 1,549,800 | 6月13日 | 5号 | G３２ | — |

１

随意契約理由書

1　案件名称

平成 30 年度　ウッドチップ 概算買入

2　契約の相手方

満潮鮮魚

3　随意契約理由

本件は、天王寺動物園のウッドチップを購入するものです。

ウッドチップは草食動物の床材として使用しており、飼育において主要な品目のひとつであり、草食動物を安全に飼育管理するために欠かせないものです。

上記案件については、事後審査型制限付一般競争入札で２月９日公告し、３月８日に開札を行いましたが、不調となりました。上記製品は動物飼育をするにあたって必要不可欠なものであるため、契約を途切れさせることはできません。また、再度の入札に付する時間的余裕もありません。

以上のことから、履行実績及び価格等を勘案のうえ調査したところ、現在契約中である業者において対応可能であると確認できたため、上記業者と随意契約を依頼します。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第８号

5　担当部署

建設局公園緑化部天王寺動物公園事務所　管理担当

２

随意契約理由書

１　案件名称

　営繕積算システムＲＩＢＣ２借入

２　契約相手方

　一般財団法人　建築コスト管理システム研究所

３　随意契約理由

本契約は、本市の営繕積算業務に使用する営繕積算システムＲＩＢＣ２を賃貸借するものである。

営繕積算システムＲＩＢＣ２は、国土交通省、各都道府県及び大阪市ほか政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」からの公共建築工事発注における営繕積算業務の合理化、省力化の意向を受けて（一財）建築コスト管理システム研究所が、同協議会の構成員の共同利用を念頭に開発したものである。

同システムは、本市における営繕積算業務を実施する上で求められる計算の正確性及び高い機密性を持ち、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格を算出できる唯一のシステムである。

以上のことから、営繕積算システムＲＩＢＣ２の貸借及びサポートを行っている（一財）建築コスト管理システム研究所に随意契約するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

５　担当部署

建設局企画部工務課

# 随意契約理由書

１　案件名称　　　　行政手続法追録ほか１５点　概算買入

２　契約相手方　　　株式会社ぎょうせい

３　発行元　　　　　株式会社ぎょうせい

４　随意契約理由

今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である下記業者が、納品のほかに差替え作業を速やかに履行できる唯一の業者であるため。

５　根拠法令　　　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

６　担当部署　　　　建設局総務部総務課

４

# 随 意 契 約 理 由 書

１　修繕名称

東横堀川水門油圧装置修繕

２　契約の相手方

㈱ＩＨＩインフラ建設

３　随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の通行を可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門のラジアルゲートの油圧装置が経年劣化により油圧保持機能の低下が判明した。

現状のままでは、ラジアルゲートの操作に支障をきたし船舶の通行及び東横堀川・道頓堀川の水質への影響が懸念されるため、その機能回復を目的に行うものである。

そのため、油圧機械装置を分解整備するものであるが、同水門は㈱栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に㈱ＩＨＩインフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は㈱ＩＨＩインフラシステムから業務移管されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令 第１６７条の２ 第１項 第２号

５　担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

# 随 意 契 約 理 由 書

1　修　繕　名　称　　舞洲スラッジセンター脱臭ファン現場操作盤修繕（緊急）

2　契 約 相 手 方　　（株）産機テクノサービス

3　随意契約理由

今回修繕する脱臭ファン現場操作盤は、舞洲スラッジセンターで発生した臭気を脱臭する設備のファンを運転制御するために重要な役割を持つ設備であるが、現場操作盤構成部品の故障により脱臭ファンの運転制御が出来なくなり臭気の脱臭に支障を来しておりこのままでは近隣に臭気が漏れるため、故障した構成部品を取替え緊急に修繕するものである。

本設備は、（株）日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている（株）産機テクノサービスのみである。

4　根　拠　法　令　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び第５号

5　担　当　部　署　　建設局　北部方面管理事務所　舞洲スラッジセンター